(二)　沖縄県

1	沖縄本島において製造されるもの（2に掲げるものを除く。） 正味一、〇〇〇キログラムにつき	五二、〇五七円
2	沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。） 正味一、〇〇〇キログラムにつき	四三、一〇七円
3	伊是名島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき	一一三、五〇九円
4	久米島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき	七八、三二三円
5	南大東島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき	九二、四二五円
6	北大東島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき	一三〇、四六九円
7	宮古島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき	五二、六〇九円
8	伊良部島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき	七四、三七六円
9	石垣島において製造されるもの 正味一、〇〇〇キログラムにつき	六八、四一五円
三	ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉 正味一、〇〇〇キログラムにつき	一五、三二五円
四	かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉 正味一、〇〇〇キログラムにつき	三二、二七五円

○農林水産省告示第千八百八十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の一般試験法の無菌試験法の項の規定の適用については、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千八百九十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

表株式会社両毛食肉センターの項を削り、同表南九州畜産興業株式会社食肉処理施設の項中「南九州畜産興業株式会社食肉処理施設」を「株式会社ナンチク食肉処理施設」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表南九州畜産興業株式会社食肉処理施設の項の改正規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

○農林水産省告示第千八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町野々川字内チ平一一五の一一、一一五の一四から一一五の一六まで、字下モゴヲロ一三〇の四、一三〇の五、一三〇の八、一三〇の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町昭和字宮上ミ乙二四八の一、乙二五一の一、字カラ谷乙二四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮上ミ乙二四八の一・乙二五一の一・字カラ谷乙二四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町八川二三五〇の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県江津市桜江町江尾五七〇の二、五七〇の二三から五七〇の二五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町江尾五七〇の二（次の図に示す部分に限る。）、五七〇の二三から五七〇の二五まで